

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

東近江市長 小 椋 正 清

市町村名 (市町村コード)	東近江市 (252131)	
地域名 (地域内農業集落名)	きぬがさ中洲 (きぬがさ町中洲)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月24日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

水稻を中心に耕作をしており、一部法人組合で特産品として枝豆を近江黒ダイヤのブランドで栽培をしている。 地域全体として担い手の高齢化が進んでおり、後継者の確保、育成が喫緊の課題となっている。 今後、小中ノ湖地区の排水機場ポンプ、幹線排水路、パイプラインの老朽化に伴う更新工事が必要になってきており土地改良区の賦課金等の費用負担が大きな課題となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

中洲地区では10年ほど前から、集落営農法人への農地の集積、集約を進めるとともに、区画拡大、暗渠排水工事を実施してきているが、今後さらに進めることにより、生産性の高い農業経営を目指していく。 また、近江黒ダイヤのブランドで栽培している枝豆を高品質な特産品として県内だけでなく県外への販売も展開していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	23.4 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	23.4 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
集落営農法人への農地集約化は概ね完了しているが、今後、離農者があれば引き続き集積を図っていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
今後、農地中間管理機構を活用した賃借を行っていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
小中ノ湖地区の排水機場ポンプ、幹線排水路、パイプラインの老朽化に伴う更新工事が必要となり、土地改良区の賦課金も非常に大きくなることが予想される。負担軽減のため、行政への要望を行っていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
他地域の集落営農法人と連携をとり、農地の集積、集約を進めていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化、省力化を期待できるものについては作業委託を検討していく。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				
⑧ 小中ノ湖地区の排水機場ポンプ、幹線排水路、パイプラインの老朽化に伴う更新				